

証券コード 8740
平成27年6月10日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

株式会社 **フジトミ**
代表取締役社長 細 金 英 光

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区市谷本村町4-1
ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階「瑠璃」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第63期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.fujitomi.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事 業 報 告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による各種政策の効果や円安が進んだことなどにより、輸出関連を中心に企業業績の改善が見られました。個人消費につきましても消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による減退傾向は徐々に和らぎつつあり、雇用や所得環境の改善を背景に底堅く推移し、総じて緩やかな回復基調となりました。

わが国の商品先物市場におきましては、当事業年度上半期（平成26年4月～9月）は貴金属や石油、農産物など主要商品の値動きが少なく、国内商品取引所の総出来高は987万枚（前年同期比30.5%減）と低調であり、下半期（平成26年10月～平成27年3月）は急速に進んだ円安などの影響により、1,313万枚（同31.7%増）と回復したものの、通期（平成26年4月～平成27年3月）では前期比4.9%減の2,301万枚となりました。

主な市場別出来高は、貴金属市場が1,558万枚（前期比9.8%減）、石油市場が414万枚（同10.7%増）、農産物・砂糖市場が94万枚（同20.4%増）となっております。

このような環境のなか、当社は、商品先物取引業を中心とする「投資サービス事業」につきましては、セミナー開催の充実などで集客力強化を図る一方、相場情報の配信などサービスの質の向上に努めました。また、「生活・環境事業」の保険募集業務についても、ファイナンシャルプランナーとの連携等により顧客基盤の拡大を図り、不動産の賃貸及び販売については、良質物件の取得を図り収益拡大に努めました。

これらの結果、営業収益1,942百万円（前期比4.8%減）、営業総利益1,340百万円（同20.2%増）、営業費用1,269百万円（同6.6%増）、営業利益71百万円（前期は営業損失74百万円）、経常利益101百万円（前期は経常損失45百万円）となりました。また、投資有価証券売却益等の特別利益53百万円、商品先物取引基幹システムの変更による固定資産除却損及びデータ移行費等を含めた特別損失48百万円があり、当期純利益は87百万円（前期比68.7%増）となりました。

事業別の状況は次のとおりです。

#### イ. 投資サービス事業

当事業年度の投資サービス事業は国内商品先物市場の総出来高が前期比4.9%減と低調に推移しましたが、集客力強化とサービス向上による顧客基盤の拡大に努めたことで営業収益及び営業総利益は1,143百万円（前期比20.8%増）、営業利益は65百万円（前期は営業損失85百万円）となりました。

##### <商品先物取引受託業務>

商品先物取引受託業務の受取手数料は1,063百万円（前期比9.9%増）となりました。

主な市場別の受取手数料は、貴金属市場が979百万円（前期比10.1%増）、石油市場が45百万円（同0.8%減）、農産物・砂糖市場が24百万円（同34.1%増）となっております。

##### <商品先物取引自己売買業務>

商品先物取引自己売買業務の売買損益は78百万円の利益（前期は25百万円の損失）となりました。

##### <その他>

金融商品仲介業の受取手数料は1百万円（前期比68.3%減）となりました。

#### ロ. 生活・環境事業

当事業年度の生活・環境事業は不動産販売で不動産価格の上昇により仕入れ環境が厳しくなっていることもあり、収益性を重視した慎重な仕入れ、販売を行ったことで営業収益は799百万円（前期比26.9%減）となりましたが、営業総利益は197百万円（同16.8%増）、営業利益は5百万円（同45.9%減）となりました。

##### <保険募集業務>

保険募集業務の受取手数料は90百万円（前期比14.8%増）となりました。

##### <不動産業>

不動産の賃貸料収入は37百万円（前期比7.9%減）、不動産販売の売上高は402百万円（同53.2%減）となりました。

##### <その他>

太陽光発電機及びLED照明等の売上高は太陽光発電機の取扱いが増加したことで224百万円（前期比310.3%増）となりました。また、映像コンテンツ配信の売上高は43百万円（同26.7%減）となりました。

## 営業収益の推移

最近2事業年度における当社の営業収益及びその構成比は次のとおりであります。

(単位：千円)

| 営業収益            |                           | 期 別       |       | 第 62 期<br>(平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで) |       | 第 63 期<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) |       |
|-----------------|---------------------------|-----------|-------|-----------------------------------------|-------|-----------------------------------------|-------|
|                 |                           | 内         | 訳     | 金 額                                     | 構 成 比 | 金 額                                     | 構 成 比 |
| 受 取<br>手 数 料    | 商 品 先 物 取 引               |           |       |                                         | %     |                                         | %     |
|                 | 貴 金 属 市 場                 | 889,426   | 43.6  | 979,390                                 | 50.4  |                                         |       |
|                 | 農 産 物 ・ 砂 糖 市 場           | 18,585    | 0.9   | 24,928                                  | 1.3   |                                         |       |
|                 | ゴ ム 市 場                   | 13,339    | 0.7   | 13,410                                  | 0.7   |                                         |       |
|                 | 石 油 市 場                   | 45,874    | 2.2   | 45,514                                  | 2.3   |                                         |       |
|                 | 計                         | 967,225   | 47.4  | 1,063,243                               | 54.7  |                                         |       |
|                 | 金 融 商 品 仲 介 等             | 4,522     | 0.2   | 1,432                                   | 0.1   |                                         |       |
|                 | 生 損 保 の 募 集               | 79,058    | 3.9   | 90,773                                  | 4.7   |                                         |       |
|                 | 小 計                       | 1,050,806 | 51.5  | 1,155,449                               | 59.5  |                                         |       |
| 売 買<br>損 益      | 商 品 先 物 売 買 損 益           | △25,583   | △1.3  | 78,094                                  | 4.0   |                                         |       |
|                 | 商 品 売 買 損 益               | △64       | △0.0  | —                                       | —     |                                         |       |
|                 | 小 計                       | △25,648   | △1.3  | 78,094                                  | 4.0   |                                         |       |
| 売 上 高           | 不 動 産 販 売                 | 860,741   | 42.1  | 402,995                                 | 20.8  |                                         |       |
|                 | 映 像 コ ン テ ン ツ 配 信         | 58,809    | 2.9   | 43,122                                  | 2.2   |                                         |       |
|                 | 太 陽 光 発 電 機 ・ L E D 照 明 等 | 54,620    | 2.7   | 224,134                                 | 11.5  |                                         |       |
|                 | 小 計                       | 974,170   | 47.7  | 670,252                                 | 34.5  |                                         |       |
| 不 動 産 賃 貸 料 収 入 |                           | 40,646    | 2.0   | 37,429                                  | 1.9   |                                         |       |
| そ の 他           |                           | 1,268     | 0.1   | 1,724                                   | 0.1   |                                         |       |
| 合 計             |                           | 2,041,243 | 100.0 | 1,942,949                               | 100.0 |                                         |       |

- (注) 1. 構成比の小数点第2位以下は、四捨五入して表示しております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

② 設備投資等の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は66百万円で、その主なものは、生活・環境事業の賃貸用不動産の購入36百万円（土地12百万円、建物23百万円）、投資サービス事業の商品先物取引新システムの導入24百万円であります。

また、固定資産除却損は34百万円で、その主なものは、商品先物取引新システムの導入に伴う旧システム（ソフトウェア）の除却22百万円であります。

なお、保有目的の変更により、賃貸用不動産83百万円（土地74百万円、建物8百万円）を販売用不動産に振り替えております。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 期別<br>項目       | 第60期<br>平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで | 第61期<br>平成24年4月1日から<br>平成25年3月31日まで | 第62期<br>平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで | 第63期<br>平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで |
|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 営業収益           | 873,119千円                           | 1,986,687千円                         | 2,041,243千円                         | 1,942,949千円                         |
| 当期純利益          | △544,912千円                          | 7,208千円                             | 51,672千円                            | 87,156千円                            |
| 1株当たり<br>当期純利益 | △82円25銭                             | 1円09銭                               | 7円80銭                               | 13円16銭                              |
| 総資産            | 5,293,207千円                         | 5,859,374千円                         | 6,007,339千円                         | 6,564,860千円                         |
| 純資産            | 3,192,437千円                         | 3,161,703千円                         | 3,127,330千円                         | 3,202,984千円                         |
| 1株当たり<br>純資産額  | 481円89銭                             | 477円26銭                             | 472円07銭                             | 483円49銭                             |

(注) 1. △は損失を表します。

2. 第61期から連結子会社がなくなりましたので、第60期につきましても、当社単体の財産及び損益の状況を記載しております。

(ご参考) 企業集団の財産及び損益の状況

| 期別<br>項目       | 第60期<br>平成23年4月1日から<br>平成24年3月31日まで |
|----------------|-------------------------------------|
| 営業収益           | 1,860,042千円                         |
| 当期純利益          | △467,979千円                          |
| 1株当たり<br>当期純利益 | △70円64銭                             |
| 総資産            | 5,431,886千円                         |
| 純資産            | 3,193,963千円                         |
| 1株当たり<br>純資産額  | 481円61銭                             |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

当社の親会社は(株)小林洋行で、同社は当社の株式3,553千株（議決権比率53.63%）を保有しております。

当社は、同社所有ビルを賃借して本社として使用しております。

#### ② 子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社を取り巻く環境は平成16年以降商品先物市場の出来高縮小に歯止めがかからず、当社の主力事業であります商品先物取引受託業務において大変厳しい環境下にあります。

その中において当社は常に成長を志向し、市場や顧客ニーズに応える質の高いサービスや商品の提供に努めてまいります。

商品先物取引業を中心とした「投資サービス事業」につきましては、顧客基盤の拡大が最大の課題であり、商品先物取引のほか、取扱い金融商品の充実による新たな顧客ニーズの取り込みを図る一方、タイムリーな相場情報の提供や多彩な金融商品セミナーの開催により新規顧客の獲得と既存顧客の取引拡大に努めてまいります。

「生活・環境事業」の保険事業につきましては、代理店としての強みを活かした提案型セールスを推進し、顧客基盤の拡大を図ってまいります。

また、不動産の賃貸及び販売につきましては、短期的な収益獲得を目的とした販売用物件と中長期的な安定収益の確保を目的とした賃貸用物件の取得にバランスよく投資し、リスクを分散・回避しながら、投資資金の最大限の活用を図ってまいります。

太陽光発電機・LED照明等の販売につきましては、平成27年2月にHIGH END株式会社（平成27年4月にBLUE EARTH株式会社へ商号変更）を関連会社化しております。同社が取扱う大型LED照明は大型商業施設やスポーツ施設などでの需要が増加することが見込まれ、今後、成長が期待される分野であります。

当社は今後も既存事業の強化や体制の随時見直しを進めるとともに、新たな事業の可能性を模索し、業容の拡大、安定的な収益基盤の確立を図ってまいります。

なお、当社は、コンプライアンスは企業として永遠に続くテーマであるとの認識のもと、一層の徹底、レベルの向上に取組み、より多くのお客様に支持される会社作りに努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（平成27年3月31日現在）

当社の事業内容は次のとおりであります。

① **投資サービス事業**

イ. **商品先物取引業**

商品先物取引法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種の商品先物取引について、顧客の委託を受けて売買を執行する業務（受託業務）及び自己の計算に基づき売買を執行する業務（自己売買業務）を行っております。

ロ. **その他**

金融商品仲介業及び金地金販売を行っております。

② **生活・環境事業**

イ. **保険募集業務**

生命保険の募集及び損害保険代理店業務を行っております。

ロ. **不動産業**

不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。

ハ. **その他**

太陽光発電機・LED照明等の販売及び映像コンテンツの配信を行っております。

(6) **主要な営業所**（平成27年3月31日現在）

本 社 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番5号

支 店 大阪支店（大阪市中央区）

営業所 保険事業部福岡オフィス（福岡市中央区）

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

| 事業部門     | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|----------|------|-----------|
| 投資サービス事業 | 67名  | 1名増       |
| 生活・環境事業  | 16名  | 5名増       |
| 全社（共通）   | 12名  | －         |
| 合計       | 95名  | 6名増       |

| 使用人数 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------|--------|--------|
| 95名  | 41歳8ヶ月 | 8年     |

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借入先       | 借入額 |
|-----------|-----|
| 株式会社りそな銀行 | －千円 |
| 株式会社みずほ銀行 | －千円 |

(注) 期末借入残高はありませんが、上記2行と当座借越契約を締結しております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、新たな事業として株式会社東京金融取引所で上場されております「取引所為替証拠金取引（くりっく365）」及び「取引所株価指数証拠金取引（くりっく株365）」の取引資格及び清算資格の取得に向けて準備を進めております。なお、新たな事業の開始は、所管官公庁及び取引所より必要とされる許認可が取得されること並びに本株主総会において、定款の変更が承認されることが条件となります。また、平成27年夏ごろのサービス開始を目指して準備を進めておりますが、許認可のための審査の状況により前後することが考えられます。
- ② 当社は、平成27年2月27日付でHIGH END株式会社を関連会社化しており、同社の業績から期待した成果を得られない等の場合には当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、同社は平成27年4月22日付でBLUE EARTH株式会社に社名変更しております。
- ③ 当社が受託した商品先物取引に関し、4件の損害賠償請求事件が係争中であり、これらは、当社の不法行為によって損害を被ったとして、当社を被告とする損害賠償請求が裁判所に提起されたものであり、4件の損害賠償請求額の合計は66百万円であり、これに対し当社は不法行為がなかったことを主張しております。これらの訴訟はいずれも現在手続が進行中であり、現時点では結果を予想することは困難であります。

## 2. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数   | 18,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 6,860,000株  |
| ③ 単元株式数      | 100株        |
| ④ 株主数        | 2,079名      |
| ⑤ 大株主（上位10名） |             |

| 株主名                                                       | 持株数        | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------|------------|--------|
| 株式会社小林洋行                                                  | 3,553,200株 | 53.63% |
| 共和証券株式会社                                                  | 300,000株   | 4.52%  |
| 石崎 實                                                      | 266,400株   | 4.02%  |
| 株式会社東京洋行                                                  | 223,600株   | 3.37%  |
| 特定有価証券信託受託者<br>株式会社S M B C信託銀行                            | 201,000株   | 3.03%  |
| 奥 田 啓 二                                                   | 141,200株   | 2.13%  |
| 株式会社りそな銀行                                                 | 140,000株   | 2.11%  |
| ハーシク・デヴァイジョン オフ トナルド・ソラフキン<br>アント・シ・エンレット エスイーシー コーポレーション | 83,600株    | 1.26%  |
| 細 金 英 光                                                   | 80,100株    | 1.20%  |
| 新 堀 博                                                     | 75,100株    | 1.13%  |

- (注) 1. 当社は、自己株式を235,322株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## 3. 新株予約権等の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                           |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 細 金 英 光 |                                                                                                   |
| 取 締 役     | 新 堀 博   | 業 務 本 部 長<br>投資サービス事業本部管理担当本部<br>経 理 部                                                            |
| 取締役相談役    | 細 金 柳 生 |                                                                                                   |
| 取 締 役     | 山 下 英 樹 | (株)小 林 洋 行<br>(株)共 和 ト ラ ス ト<br>(株)日 本 ゴ ル フ 倶 楽 部<br>取 締 役 会 長<br>代 表 取 締 役 会 長<br>代 表 取 締 役 社 長 |
| 常 勤 監 査 役 | 上 田 勤   |                                                                                                   |
| 監 査 役     | 伊 藤 進   | 弁 護 士                                                                                             |
| 監 査 役     | 上 村 成 生 | 税 理 士                                                                                             |

- (注) 1. 取締役山下英樹氏は、社外取締役であります。
2. 監査役伊藤進、上村成生の2氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役上田勤氏は、当社で長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役上村成生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は監査役伊藤進氏、上村成生氏の2氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                    | 支給人員       | 支給額                   |
|------------------------|------------|-----------------------|
| 取<br>(う ち 社 外 取 締 役 役) | 3名<br>(-)  | 36,600千円<br>(-)       |
| 監<br>(う ち 社 外 監 査 役 役) | 3名<br>(2名) | 14,280千円<br>(7,080千円) |
| 合<br>(う ち 社 外 役 員 計)   | 6名<br>(2名) | 50,880千円<br>(7,080千円) |

(注) 1. 社外取締役1名については、報酬を支払っておりません。

2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第54回定時株主総会において月額1,600万円以内と決議いただいております。

3. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月28日開催の第48回定時株主総会において月額350万円以内と決議いただいております。

### ② 社外役員が親会社及びその子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社の親会社及びその子会社から受け取った役員報酬等の総額は33,600千円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山下英樹氏は、(株)小林洋行の取締役会長、(株)共和トラストの代表取締役会長及び(株)日本ゴルフ倶楽部の代表取締役社長を兼務しております。なお、(株)小林洋行は当社の親会社であり、(株)共和トラスト、(株)日本ゴルフ倶楽部は、(株)小林洋行の子会社であります。

### ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

| 氏 名     | 活 動 状 況                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役山下英樹 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。商品先物取引業界での長年にわたる豊富な経験から、社外取締役として適宜、必要な助言・提言を得ております。                         |
| 監査役伊藤進  | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回、監査役会7回のうち5回に出席いたしました。主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。 |
| 監査役上村成生 | 当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回、監査役会7回のうち5回に出席いたしました。主に会計の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。 |

## 5. 会計監査人の状況

- ① 名称 明治監査法人
- ② 報酬等の額

| 区 分                            | 支 払 額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額         | 15,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 15,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合及び会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合並びにその他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から適正な監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

監査役会は上記解任事由により、計算書類の監査に重大な支障が生じる事態となることが合理的に予想されるときは、監査役全員の同意によって会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、明治監査法人と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制及び財務報告の適正性を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

### ①<取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

当社の取締役は、健全かつ公正な経営を最優先とし、法令及び定款については常に正しい知識を持つことに努め、これを遵守する。また、随時取締役間の円滑な意思疎通を図り、業務執行に係る相互監督を通じて法令・定款違反に関する行為を未然に防止する。

当社は、監査役による取締役の職務執行についての監査が有効に行われる体制を整備し、維持する。

### ②<取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

取締役の職務執行状況に係る情報は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書、その他に適正に記録し、社内規程に基づき管理する。取締役及び監査役はこれらをいつでも閲覧できるものとする。

### ③<損失の危機に関する規程その他の体制>

当社は、社長を最高責任者として、常勤取締役が中心になって危機管理にあたる。危機管理を有効に機能させるため、各種の危機に関する情報が、迅速に社長、常勤取締役に報告される体制の整備・維持を図る。また、必要に応じて、社内にプロジェクトチームを設置して危機に対処する。

なお、各部署の日常的なリスク管理は、リスク管理規程、業務分掌規程、職務権限規程等に基づき所管部署が行う。また、商品先物取引自己売買業務に係る損失リスクについては、自己取引管理規程等の社内規定に従い管理する。

④<取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

当社は、迅速な経営判断・意思決定を可能にするため、取締役は少人数とし、期毎の目標及び各取締役の役割分担を明確化することで、取締役の効率的な職務の執行を確保していく。

⑤<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

当社は、コンプライアンスに関する社内規程等を制定し、これを全社員に周知徹底するとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の社内通報制度を整備する。

商品先物取引の受託業務については、商品先物取引法、同施行令、同施行規則等に則り、受託業務管理規則を定め、本社営業部及び各支店で適正な業務が行われるよう管理部が管理する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合しているかどうかを検証するため、内部監査規程に基づき、監査室による内部監査を年1回以上実施する。

⑥<当社、親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>

親会社を含むグループ内の取引は、全て取締役会決議を経て行うと共に、適切な情報開示を行い、適正性を確保していく。

子会社については、当社から役員を派遣して取締役会の運営状況を把握すると共に、関係会社管理規程に基づき総務部が管理し、業務の適正な運営を確保していく。

⑦<監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項>

監査役会及び監査役の職務の補助は総務部が行うものとし、総務部内に監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人を任命する。

⑧<前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項>

監査役会及び監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動等は、予め監査役会に通知し、その意見を尊重する。

⑨<取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制>

当社及び子会社において不正行為、法令・定款に違反する重要な事実が生じる恐れがある場合又は生じた場合、及び、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合又は著しい損害が発生した場合、取締役及び使用人は当該事実に関する事項を監査役に報告する。

また、監査室（内部監査実施部門）の監査結果は監査役会に報告する。

⑩<その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制>

監査役監査に対する社内の理解を深め、監査業務の環境を整備するよう努める。

監査室（内部監査実施部門）は監査役と連携し、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力する。

⑪<財務報告の適正性を確保するための体制>

当社は、財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、金融商品取引法等の関係法令に従って内部統制システムを整備し、適切な運用・評価と必要な是正を行う。

⑫<反社会的勢力の排除に向けた体制>

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                  | 負 債 の 部              |                  |
|--------------------|------------------|----------------------|------------------|
| 科 目                | 金 額              | 科 目                  | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>4,705,415</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>3,161,637</b> |
| 現金及び預金             | 831,671          | 買掛金                  | 191              |
| 委託者未収金             | 44,140           | 未払金                  | 57,475           |
| 売掛金                | 149,567          | 未払費用                 | 54,898           |
| 有価証券               | 219,916          | 未払法人税等               | 15,466           |
| 商品                 | 787              | 預り金                  | 9,377            |
| 販売用不動産             | 97,516           | 預り証拠金                | 3,022,946        |
| 仕掛販売用不動産           | 225,780          | 前受収益                 | 1,251            |
| 前渡金                | 4,898            | その他                  | 30               |
| 前払費用               | 15,510           | <b>固 定 負 債</b>       | <b>170,326</b>   |
| 保管有価証券             | 366,189          | 長期未払金                | 49,335           |
| 差入保証金              | 1,851,486        | 退職給付引当金              | 118,513          |
| 委託者先物取引差金          | 864,298          | その他                  | 2,477            |
| 預託金                | 5,000            | <b>特別法上の準備金</b>      | <b>29,912</b>    |
| その他の他              | 50,089           | 商品取引責任準備金            | 29,912           |
| 貸倒引当金              | △21,436          | <b>負 債 合 計</b>       | <b>3,361,876</b> |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>1,859,445</b> | <b>純 資 産 の 部</b>     |                  |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>539,979</b>   | <b>株 主 資 本</b>       | <b>3,241,206</b> |
| 建物                 | 151,397          | 資本金                  | 1,200,000        |
| 器具及び備品             | 60,290           | 資本剰余金                | 312,840          |
| 土地                 | 328,290          | 資本準備金                | 312,840          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>108,591</b>   | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>1,767,903</b> |
| ソフトウェア             | 26,686           | 利益準備金                | 130,000          |
| 営業権                | 81,904           | その他利益剰余金             | 1,637,903        |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>1,210,874</b> | 別途積立金                | 1,500,000        |
| 投資有価証券             | 636,470          | 繰越利益剰余金              | 137,903          |
| 関係会社株式             | 280,002          | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△39,537</b>   |
| 出資金                | 10               | 評価・換算差額等             | △38,222          |
| 破産更生債権等            | 21,207           | その他有価証券評価差額金         | △38,222          |
| 長期差入保証金            | 225,205          | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>3,202,984</b> |
| 従業員長期貸付金           | 11,105           | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>6,564,860</b> |
| 長期貸付金              | 6                |                      |                  |
| 長期前払費用             | 1,852            |                      |                  |
| 会 員 権              | 7,600            |                      |                  |
| その他の他              | 48,711           |                      |                  |
| 貸倒引当金              | △21,296          |                      |                  |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>6,564,860</b> |                      |                  |

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金         | 額         |
|-------------------------|-----------|-----------|
| 営 業 収 益                 |           |           |
| 受 取 手 数 料               | 1,155,449 |           |
| 売 買 損 益                 | 78,094    |           |
| 売 上 高                   | 670,252   |           |
| 賃 貸 料 収 入               | 37,429    |           |
| そ の 他                   | 1,724     | 1,942,949 |
| 売 上 原 価                 | 602,485   | 602,485   |
| 営 業 総 利 益               |           | 1,340,464 |
| 営 業 費 用                 |           |           |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 1,269,251 | 1,269,251 |
| 営 業 利 益                 |           | 71,212    |
| 営 業 外 収 益               |           |           |
| 受 取 利 息                 | 12,750    |           |
| 受 取 配 当 金               | 10,960    |           |
| 受 取 地 代 家 賃             | 1,320     |           |
| 商 品 取 引 事 故 引 当 金 戻 入 額 | 3,346     |           |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額         | 204       |           |
| そ の 他                   | 2,596     | 31,178    |
| 営 業 外 費 用               |           |           |
| 賃 貸 料 原 価               | 1,288     |           |
| そ の 他                   | 100       | 1,388     |
| 経 常 利 益                 |           | 101,001   |
| 特 別 利 益                 |           |           |
| 固 定 資 産 売 却 益           | 171       |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益       | 52,971    | 53,142    |
| 特 別 損 失                 |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 34,976    |           |
| 商 品 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 | 1,221     |           |
| 電 算 機 費 用               | 12,530    |           |
| そ の 他                   | 270       | 48,998    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |           | 105,145   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 |           | 17,989    |
| 当 期 純 利 益               |           | 87,156    |

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 区分                      | 株 主 資 本   |                  |         |                  |             |                  |         |                  |                       |           |            |                                 |
|-------------------------|-----------|------------------|---------|------------------|-------------|------------------|---------|------------------|-----------------------|-----------|------------|---------------------------------|
|                         | 資本金       | 資 本 剰 余 金        |         |                  | 利 益 剰 余 金   |                  |         |                  |                       | 自己株式      | 株主資本<br>合計 |                                 |
|                         |           | 資<br>準<br>備<br>金 | 本<br>金  | 資<br>剰<br>余<br>金 | 本<br>金<br>計 | 利<br>準<br>備<br>金 | 益<br>金  | その他利益剰余金         |                       |           |            |                                 |
|                         |           |                  |         |                  |             |                  |         | 別<br>積<br>立<br>金 | 途<br>過<br>剰<br>余<br>金 |           |            | 繰<br>越<br>利<br>益<br>剰<br>余<br>金 |
| 平成26年4月1日残高             | 1,200,000 | 312,840          | 312,840 |                  | 130,000     | 1,500,000        | 70,621  | 1,700,621        | △39,537               | 3,173,924 |            |                                 |
| 事業年度中の変動額               |           |                  |         |                  |             |                  |         |                  |                       |           |            |                                 |
| 剰余金の配当                  |           |                  |         |                  |             |                  |         | △19,874          | △19,874               | △19,874   |            |                                 |
| 当期純利益                   |           |                  |         |                  |             |                  | 87,156  | 87,156           |                       | 87,156    |            |                                 |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |           |                  |         |                  |             |                  |         |                  |                       |           |            |                                 |
| 事業年度中の変動額合計             | —         | —                | —       | —                | —           | —                | 67,282  | 67,282           | —                     | 67,282    |            |                                 |
| 平成27年3月31日残高            | 1,200,000 | 312,840          | 312,840 |                  | 130,000     | 1,500,000        | 137,903 | 1,767,903        | △39,537               | 3,241,206 |            |                                 |

| 区分                      | 評価・換算差額等         |                | 純資産合計     |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |           |
| 平成26年4月1日残高             | △46,593          | △46,593        | 3,127,330 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                |           |
| 剰余金の配当                  |                  |                | △19,874   |
| 当期純利益                   |                  |                | 87,156    |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | 8,370            | 8,370          | 8,370     |
| 事業年度中の変動額合計             | 8,370            | 8,370          | 75,653    |
| 平成27年3月31日残高            | △38,222          | △38,222        | 3,202,984 |

## 個別注記表

当社の貸借対照表及び損益計算書は、「会社計算規則」（平成18年2月7日 法務省令第12号）の規定のほか「商品先物取引業統一経理基準」（平成5年3月3日付、社団法人日本商品取引員協会理事会決定）に準拠して作成しております。

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

総平均法による原価法

なお、保管有価証券は商品先物取引法施行規則第39条の規定に基づく充用価格によっております。

#### (2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

#### (3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕掛販売用不動産

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び器具及び備品のうち映像コンテツ機器については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～47年

器具及び備品 4～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(5) 引当金及び特別法上の準備金の計上基準

|           |                                                                                        |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 貸倒引当金     | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。                                       |
| 商品取引責任準備金 | 商品先物取引事故による損失に備えるため、商品先物取引法第221条の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。                           |

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

|           |                |
|-----------|----------------|
| 消費税等の会計処理 | 税抜方式を採用しております。 |
|-----------|----------------|

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 現金及び預金 | 130,000千円 |
| 預託金    | 5,000千円   |
| 投資有価証券 | 11,925千円  |
| 合計     | 146,925千円 |

取引銀行との当座貸越契約(当座貸越極度額130,000千円)及び商品先物取引法施行規則第98条第1項第4号の規定に基づく委託者保護基金による代位弁済委託契約額50,000千円に対し、上記資産を担保に供しております。

上記物件に対応する債務はありません。

(2) 預託資産

取引証拠金等の代用として㈱日本商品清算機構へ預託しております。

|        |           |
|--------|-----------|
| 保管有価証券 | 364,329千円 |
| 投資有価証券 | 326,120千円 |
| 合計     | 690,449千円 |

(3) 分離保管資産

商品先物取引法第210条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産額はありません。

なお、同法施行規則第98条の規定に基づく、委託者資産保全措置額は50,000千円であります。

(4) 有形固定資産の減価償却累計額 206,951千円

減価償却累計額には減損損失累計額を含めて表示しております。

(5) 商品取引責任準備金

商品取引責任準備金は、商品先物取引法第221条の規定に基づくものであります。

(6) 関係会社に対する金銭債権及び債務は次のとおりであります。

長期金銭債権 18,450千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業費用

36,900千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 6,860,000株  | 一株         | 一株         | 6,860,000株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 235,322株    | 一株         | 一株         | 235,322株   |

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成26年6月27日開催の第62回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 19,874千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 3円
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月30日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

平成27年6月26日開催予定の第63回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 26,498千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 4円
- ・基準日 平成27年3月31日
- ・効力発生日 平成27年6月29日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期の預金及び満期保有目的債券によっております。

#### ②金融商品の内容とそのリスク

委託者先物取引差金、差入保証金は、当社の顧客が行っている商品先物取引に係る値洗い額及び取引証拠金であります。委託者先物取引差金は取引証拠金により担保されており、差入保証金は商品先物取引に基づくクリアリング・ハウスへの預託金であるため、リスクは非常に低いものであります。

デリバティブは、当社が自己の計算において行っている商品先物取引であり、事業目的の範囲内で行い内部管理規程等に基づいてリスク管理を行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

|                      | 貸借対照表計上額<br>(千円)  | 時 価<br>(千円) | 差 額<br>(千円) |
|----------------------|-------------------|-------------|-------------|
| 1. 現金及び預金            | 831,671           | 831,671     | —           |
| 2. 委託者未収金            | 44,140            | 44,140      | —           |
| 3. 売掛金               | 149,567           | 149,567     | —           |
| 4. 有価証券              | 219,916           | 219,916     | —           |
| 5. 保管有価証券            | 366,189           | 521,942     | 155,753     |
| 6. 差入保証金             | 1,851,486         | 1,851,486   | —           |
| 7. 委託者先物取引差金         | 864,298           | 864,298     | —           |
| 8. 預託金               | 5,000             | 5,000       | —           |
| 9. 投資有価証券            | 604,545           | 604,545     | —           |
| 10. 破産更生債権等<br>貸倒引当金 | 21,207<br>△19,410 |             |             |
| 破産更生債権等（純額）          | 1,796             | 1,796       | —           |
| 資産計                  | 4,938,610         | 5,094,364   | 155,753     |
| 1. 買掛金               | 191               | 191         | —           |
| 2. 未払金               | 57,475            | 57,475      | —           |
| 3. 未払費用              | 54,898            | 54,898      | —           |
| 4. 未払法人税等            | 15,466            | 15,466      | —           |
| 5. 預り証拠金             | 3,022,946         | 3,178,699   | 155,753     |
| 6. 長期未払金             | 1,944             | 1,943       | △0          |
| 負債計                  | 3,152,921         | 3,308,674   | 155,753     |
| デリバティブ取引（※）          | —                 | —           | —           |

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。また、差額は損益計算書の売買損益に含めて計上しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

現金及び預金、委託者未収金、売掛金、差入保証金及び委託者先物取引差金は、短期間で決済されるものであるため、また、預託金は、預金と同様の性質を有すると考えられるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券及び保管有価証券並びに投資有価証券の時価については、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負債

買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り証拠金は、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、預り証拠金のうち、有価証券等により預託されたものについては、債券は取引証券会社から提示された価格によっており、株式等は市場価格によっております。

長期未払金の一部の時価については、合理的に見積もった支払予定時期に基づき、将来キャッシュ・フローを期間及び信用リスクを加味した利率で割りいた現在価値により算定しております。なお、支払い時期を見積もることができず、時価を把握することが困難なもの（47,391千円）については上記表に記載しておりません。

2. 非上場株式等（貸借対照表計上額 31,925千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難なため、上記表の投資有価証券に含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

平成27年3月期における賃貸等不動産に関する賃貸損益は賃貸料収入37,429千円、売上原価13,321千円であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

| 貸借対照表計上額  | 時価        |
|-----------|-----------|
| 442,189千円 | 424,387千円 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については適切な市場価格を反映していると考えられる指標等を用いて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、当事業年度に新規取得した物件については、時価の変動が軽微であると考えられるため、貸借対照表計上額をもって時価としております。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因

|              |              |
|--------------|--------------|
| 貸倒引当金        | 14,008千円     |
| 未払賞与         | 7,963千円      |
| 退職給付引当金      | 38,327千円     |
| 長期未払金        | 15,326千円     |
| 商品取引責任準備金    | 9,673千円      |
| 営業権償却超過額     | 5,082千円      |
| 税務上の繰越欠損金    | 951,287千円    |
| その他有価証券評価差額金 | 12,361千円     |
| その他          | 18,324千円     |
| 繰延税金資産小計     | 1,072,353千円  |
| 評価性引当額       | △1,072,353千円 |
| 繰延税金資産合計     | —千円          |

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

| 種類  | 会社等の名称 | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の内容<br>又は職業                 | 議決権等の<br>所有(被所有)<br>割合(%) | 関連当事者<br>との関係 | 取引の<br>内容 | 取引金額<br>(千円) | 科目      | 期末残高<br>(千円) |
|-----|--------|------------------|-------------------------------|---------------------------|---------------|-----------|--------------|---------|--------------|
| 親会社 | ㈱小林洋行  | 2,000,000        | グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務、不動産賃貸業 | (被所有)<br>53.6%            | 不動産の賃貸借契約     | 本社事務所の賃借  | 36,900       | 長期差入保証金 | 18,450       |

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等は含まれておりません。

### 2. 取引条件及び取引条件の決定方法等

親会社㈱小林洋行が所有する不動産の賃貸借契約については、近隣の取引事例を参考に決定しております。

### 3. 親会社に関する注記

親会社情報 株式会社小林洋行（東京証券取引所に上場）

9. 持分法損益等に関する注記

|                    |           |
|--------------------|-----------|
| 関連会社に対する投資の金額      | 250,002千円 |
| 持分法を適用した場合の投資の金額   | 250,002千円 |
| 持分法を適用した場合の投資利益の金額 | 一千円       |

- (注) 1. 平成27年2月27日付でHIGH END株式会社を関連会社化しておりますが、みなし取得日が当事業年度末のため、持分法を適用した場合の投資損益の金額については記載しておりません。
2. 損益及び利益剰余金その他の項目からみて重要性の乏しい関連会社1社については記載を除外しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

|                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 483円49銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 13円16銭  |

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月11日

株式会社 フ ジ ト ミ  
取締役会 御中

### 明治監査法人

代表社員 公認会計士 小 貫 泰 志 ㊞  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 橋 本 純 子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社フジトミの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 明治監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年 5月13日

株式会社 フジトミ 監査役会

常勤監査役 上 田 勤 ㊟

監査役 伊 藤 進 ㊟

監査役 上 村 成 生 ㊟

(注) 監査役伊藤 進、監査役上村成生の2氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金処分の件

第63期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金4円  
配当総額は26,498,712円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成27年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加するものであります。

さらに、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、定款第28条（取締役の責任免除）及び定款第37条（監査役の責任免除）の規定を変更するものであります。なお、第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（目的）<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 商品先物取引法に基づく商品先物市場における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次及び受託業務</p> <p>(2) 商品投資販売業務及び商品投資顧問業務</p> <p>(3) 外国為替取引業務</p> <p>(4) 金融先物取引業務</p> <p>(5) 金融商品仲介業務</p> <p>(6) 有価証券の保有及び売買</p> <p>（新設）</p> <p>(7) 次の物品の売買、輸出入業務</p> <p>イ、農産物、砂糖、コーヒー豆、及びゴム</p> <p>ロ、金、銀、白金、パラジウム等の貴金属</p> <p>ハ、銅、アルミニウム等の非鉄金属</p> <p>ニ、原油及びガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品</p> <p>(8) 宅地建物取引業</p> <p>(9) 不動産の賃貸及び管理</p> <p>(10) 生命保険契約の募集に関する業務</p> <p>(11) 損害保険代理業に関する業務</p> <p>（新設）</p> | <p>（目的）<br/>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 商品先物取引法に基づく商品先物市場（外国商品先物取引市場を含む）における上場商品（商品指数、オプションを含む）の売買、取次及び受託業務</p> <p>(2) （現行通り）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>(3) （現行通り）</p> <p>(4) 有価証券の売買、市場デリバティブ取引（外国金融商品市場を含む）並びに当該取引の媒介、取次又は代理に関する業務</p> <p>(5) 取引所金融商品市場（外国金融商品市場を含む）における上場商品（デリバティブ取引を含む）の売買、委託の媒介、取次又は代理に関する業務</p> <p>(6) 次の物品の売買又はその媒介、取次若しくは代理、輸出入業務</p> <p>イ、農産物、砂糖、コーヒー豆、及びゴム</p> <p>ロ、金、銀、白金、パラジウム等の貴金属</p> <p>ハ、銅、アルミニウム等の非鉄金属</p> <p>ニ、原油及びガソリン、ナフサ、灯・軽油等の石油製品</p> <p>(7) （現行通り）</p> <p>(8) （現行通り）</p> <p>(9) （現行通り）</p> <p>(10) （現行通り）</p> <p>(11) 医療に係る保証に関する業務</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(12) 自然エネルギー等による発電及び売電に関する業務</p> <p>(13) 太陽光発電システム、オール電化システム（エコキュート・IHクッキングヒーター等）の販売及び工事</p> <p>(14) 家電製品、環境関連商品の販売</p> <p>(15) LED照明の開発、製造、販売及び設置工事</p> <p>(16) 映像コンテンツ配信業務</p> <p>(17) 前各号に付帯する一切の業務</p>                                    | <p>(12) 保険業法に基づく少額短期保険業に関する業務</p> <p>(13) 損害保険契約及び生命保険契約の仲介に関する業務</p> <p>(14) (現行通り)</p> <p>(15) (現行通り)</p> <p>(16) (現行通り)</p> <p>(17) (現行通り)</p> <p>(18) (現行通り)</p> <p>(19) (現行通り)</p>                                                                                                   |
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 当社は、会社法329条第2項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>                                                                                                       | <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会の決議により選任する。</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 当社は、会社法329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>4 (現行通り)</p>                                                                                                                        |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>  | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>                     |

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

本総会開始の時をもって、平成25年6月27日開催の第61回定時株主総会において補欠監査役に選任された宮崎誠二氏の選任の効力が失効しますので、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、改めて補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 織田博子<br>(昭和26年5月14日) | 平成7年4月 駿河台大学法学部教授<br>平成8年4月 同大学大学院教授<br>平成16年4月 同大学法科大学院教授<br>平成26年4月 同大学法学部教授(現任) | —              |

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
2. 織田博子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。  
3. 織田博子氏は、過去、会社経営に直接関与した経験はありませんが、法律の専門家として十分な見識を有しており、監査役に就任された場合には、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

以上



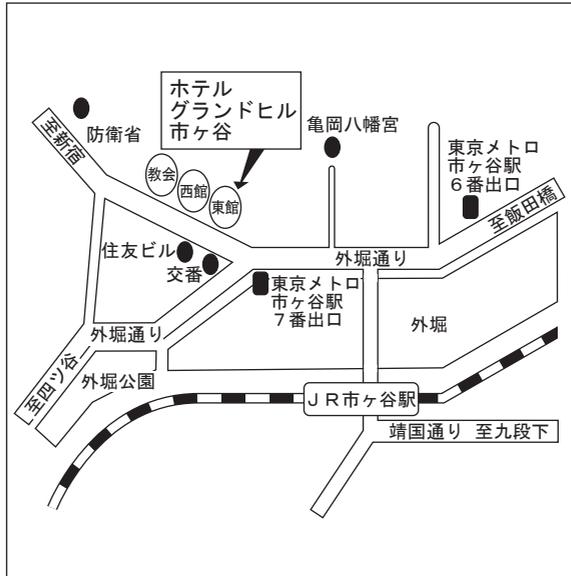


# 株主総会会場ご案内図

東京都新宿区市谷本村町4-1

ホテルグランドヒル市ヶ谷 東館3階「瑠璃」

TEL 03-3268-0111



- 交通 ● JR総武線  
● 東京メトロ有楽町線  
● 東京メトロ南北線  
● 都営地下鉄新宿線 } 市ヶ谷駅より徒歩3分

